

よくわかる職業紹介事業のQ&A

当協会の相談専用窓口で、最近寄せられた相談事項をQ&Aの形態で紹介します。

(※朱書き部分が、抜け落ちていた部分です。)

Q₁： 求職者からの金銭、物品受け取り、接待等について何か制約はありますか

職業紹介事業において「お祝い金」については法規制があるのは十分理解していますが、採用が決定した場合に、求職者から金銭・物品等の提供、接待等の申し出を受けることがあります。気持ちなのでと言われると断りにくい。金銭とか物品とか接待等によって、若しくは金額によって対応が異なるのか教えて頂ければ。

A₁： 有料職業紹介事業者が受領できる手数料等について、**職業安定法第32条の3は、第1項で、職業安定法施行規則20条1項に定める種類及び額の手数料を徴収する場合及びあらかじめ厚生労働大臣（事業主管轄労働局）に届け出た手数料表に基づき手数料を徴収する場合を除き、「…職業紹介に関し、いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない」、第2項で、職業安定法施行規則20条2項所定の場合を除き、「前条の規定にかかわらず、求職者からは手数料を徴収してはならない」、とそれぞれ規定しています。これらは、もともと労働基準法6条が、第三者が労働関係の開始又は存続に関与して中間搾取をすることを禁止していることを踏まえた規定です。**

ご質問にあるように、例えば、就職が決まった求職者から「サービスに対する御礼」として、以下のような申し出がなされることが考えられます。

- ① 商品券・ギフトカードなど数千円から数万円受け取るよう求められた
- ② お土産や菓子折り、数千円程度のものを持参された
- ③ 食事に誘われた

しかし、**職業安定法の上記規定は、中間搾取を禁止する労働基準法6条の例外として規定されたものであり、上記①～③のケースは、職業安定法が有料職業紹介事業者を受領を認める場合のいずれにも当たらないことから、求職者からの申し出であるとしても、金銭・物品・接待等のいずれかであっても、金額の多寡に拘わらず受け取ることは禁止されています。**

以上